

「国と地方の協議」(平成26年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解						指定自治体の回答		内閣府整理			
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討						【指定自治体の回答における対応欄内容】 a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他		【整理フラグ欄内容】 i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの			
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
北海道フード・コ ンプレックス国際 戦略総合特区	26201	「機能性表示食品」(仮 称)と「北海道食品機 能性表示制度」の併記	食品表示基準(パブリックコメント時点での案) 第2条第1項第10号に掲げる「機能性表示食 品」(仮称)の要件を満たした食品上におい て、先に特区提案を行い協議が整った「北海 道食品機能性表示制度」の併記を可能とする 。 ただし、双方の制度において、科学的根拠は 同一の成分を対象とするものに限る。	【政策課題】 「北海道食品機能性表示制度」につ いては、規制緩和を伴わない現行 制度内で構築された制度であり、効 能効果表示ができないことが、消費 者にとってわかりにくく、また企業に とってメリットに欠けるといった点が 制度活用上の課題となっている。 【解決策】 「北海道食品機能性表示制度」の効 果効果表示の実現を図ることによ り、消費者の商品選択に資する情 報提供の充実に図られ、また企業 の制度活用が促進されることで食の 付加価値向上に資する。	1回目	消費者庁	消費者庁食 品表示企画 課	食品表示基準(パブ リックコメント時点での 案)第2条第1項第10 号に掲げる「機能性表 示食品」(仮称)	D	—	—	機能性成分と成分によって健康の維持及び増進に 資する特定の保健の目的(疾病リスクの低減に係 るものを除く。)が期待できる旨を科学的根拠に基 づいて容器包装に表示をする食品(特別用途食 品、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料等 を除く)であって、必要な事項を消費者庁長官に届 け出したもの	食品表示基準(案)に抵触するものではなく、併記は制限されない。	a	回答については承知しました。 今後、協議内容を踏まえ、機能性表示食品との併記にかかる北海 道食品機能性表示制度運用要綱等の改正を進めてまいります。 今後とも北海道食品機能性表示制度の運用に際し、御指導・御助言 の程、宜しくお願い致します。	消費者庁から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可 能となったため、協議を終了する。	iii
					2回目												
北海道フード・コ ンプレックス国際 戦略総合特区	26202	食品の有用性(機能 性)表示制度の見直し	①健康人を対象として ②健康の維持増進を目的として ③さらに適切に実施された試験結果に基づく いわゆるエビデンスのある 臨床試験論文のWebサイト掲載力を食品に 表示する行為が、薬事法第2条第1項におけ る「人の機能に影響を及ぼすこと」に該当せ ず、薬事法に抵触しないような法運用の実 施。 併せて、上記行為が薬事法、食品衛生法、景 品表示法、健康増進法に規定する誇大広告 に当たらないことの確認。	【政策課題】 「北海道食品機能性表示制度」につ いては、規制緩和を伴わない現行 制度内で構築された制度であり、効 能効果表示ができないことが、消費 者にとってわかりにくく、また企業に とってメリットに欠けるといった点が 制度活用上の課題となっている。 【解決策】 「北海道食品機能性表示制度」の効 果効果表示の実現を図ることによ り、消費者の商品選択に資する情 報提供の充実に図られ、また企業 の制度活用が促進されることで食の 付加価値向上に資する。	1回目	消費者庁	消費者庁表 示対策課	景品表示法、健康増進 法、食品衛生法	D	—	—	—	景品表示法及び健康増進法において、事業者が表示の裏付けとな る合理的な根拠の開示により、消費者が自主的かつ合理的に選択で きることは適切な対応と考えられます。表示内容やその根拠が事実と 異なっていない場合や、消費者に誤認を与えない場合には、「臨床試 験論文のwebサイト掲載箇所を食品に表示する行為」を両法では何ら 禁止しているものではありません。	a	回答については承知しました。 今後、リンクを行う論文の内容が健康増進法、景品表示法等、特に 「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意 事項について」を踏まえ、担当部局と判断方法について相談の上、現 行法の範囲内で実施可能なスキームを検討します。 引き続き、御指導・御助言の程、宜しくお願い致します。	消費者庁から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可 能となったため、協議を終了する。	iii
					2回目												
北海道フード・コ ンプレックス国際 戦略総合特区	26202	食品の有用性(機能 性)表示制度の見直し	①健康人を対象として ②健康の維持増進を目的として ③さらに適切に実施された試験結果に基づく いわゆるエビデンスのある 臨床試験論文のWebサイト掲載力を食品に 表示する行為が、薬事法第2条第1項におけ る「人の機能に影響を及ぼすこと」に該当せ ず、薬事法に抵触しないような法運用の実 施。 併せて、上記行為が薬事法、食品衛生法、景 品表示法、健康増進法に規定する誇大広告 に当たらないことの確認。	【政策課題】 「北海道食品機能性表示制度」につ いては、規制緩和を伴わない現行 制度内で構築された制度であり、効 能効果表示ができないことが、消費 者にとってわかりにくく、また企業に とってメリットに欠けるといった点が 制度活用上の課題となっている。 【解決策】 「北海道食品機能性表示制度」の効 果効果表示の実現を図ることによ り、消費者の商品選択に資する情 報提供の充実に図られ、また企業 の制度活用が促進されることで食の 付加価値向上に資する。	1回目	厚生労働省	厚生労働省 医薬食品局 監視指導・麻 薬対策課	医薬品医療機器法	D	—	—	—	Webサイトに掲載される臨床試験論文の内容が、食品で認められる 範囲内(医薬品の効能効果を標ぼうしない範囲内)であれば、医薬 品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に 抵触しない。	a	回答については承知しました。 今後、リンクを行う論文の内容が医薬品医療機器法上の「医薬品の 効能効果を標ぼうしない範囲内」であることの判断について、担当部 局と判断方法について相談の上、現行法の範囲内で実施可能なス キームを検討します。 引き続き、御指導・御助言の程、宜しくお願い致します。	厚生労働省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現 可能となったため、協議を終了する。	iii
					2回目												

「国と地方の協議」(平成26年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解						指定自治体の回答		内閣府整理		
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討						【指定自治体の回答における対応欄内容】 a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他		【整理フラグ欄内容】 i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を結ぶための協議を継続するもの iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの		
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント
北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	26203	農地の土壌分析に対する計量証明事業の登録に係る規制緩和	農協等が行う土壌分析は、農業者が適正施肥を行うための営農指導の一環であり、また、分析値の使用も農業者が自己責任において、自作地の施肥量を決定するという限定的なものである。さらに簡易な測定に基づく、簡便な分析値であっても利用可能であることから、計量法が求める有資格者による厳格な分析値を担保する必要性が乏しいことから、計量法施行令第28条第1号「大気、水又は土壌中の物質の濃度」に、ただし書きとして農協等が行う農地の土壌分析を適用除外とするよう、規制緩和を求めている。	現行の制度においては、農協等が計量証明事業の登録(環境計量士の配置義務等)を行わなければ、農業者に分析値の提示ができず、計量法が求める有資格者による厳格な分析値を担保する必要性が乏しいことから、計量法施行令第28条第1号「大気、水又は土壌中の物質の濃度」に、ただし書きとして農協等が行う農地の土壌分析を適用除外とするよう、規制緩和を求めている。	1回目	経済産業省 環境局 基準認証ユニット 計量行政室	計量法第107条第2号 計量法施行令第28条第1号	Z	提案者からの具体的な代替措置の検討の進捗状況による。	提案者からの具体的な代替措置の提案を受けたのち、要望に沿うことができるかを再度検討。	昭和40年代以降の公害防止の社会的要請を受け、有害物質等の計測を実施する事業者に対し、第三者機関として当該計測を適切に実施する必要があるとの認識のもと、計測能力の向上及び信頼性の確保を図ることを目的に環境計量証明事業の登録制度を創設。	計量法における「計量証明」とは、法定計量単位により物象の状態の量を計り、その結果に關し、業務上他人に真実である旨を表明することであり、反復継続して行う場合は「計量証明事業」に該当する。したがって、農協等が農地の土壌分析を行い、その分析値を農業者に示すことは、計量証明に該当し、当該分析を反復継続して行う場合は、計量証明事業に該当するため、都道府県知事への計量証明事業としての登録が必要となる。また、当該分析結果の数字をもとに農家が自己判断で肥料をどれだけ購入するのかを決定している以上、正確な計量が求められる。	a	代替措置について、別途提案する。	提案の実現に向けて自治体は計量証明事業と同等の正確性、信頼性を有する代替措置について検討する必要がある。一旦協議を終了するが、上記代替措置について検討した上で、次回以降に経済産業省と改めて協議を行うこと。	V
					2回目											
北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	26206	農地中間管理機構が行う農地中間管理事業の適用拡大	農地中間管理機構の農地売買等事業も機構集積協力金の対象とする。	今年度から導入された農地中間管理機構は、担い手農業者への農地集積・集約化の目的は同じであるものの、主として賃貸借事業を対象としており、精算コストの削減、農地の地力を高める投資や適正管理を促進し、将来の安定した農業生産を確保するためには、所有権移転を進める必要がある。	1回目	農林水産省 経営局 農地政策課	農地中間管理事業の推進に関する法律 農地集積・集約化対策事業実施要綱 農業経営基盤強化促進法 農地売買支援事業実施要綱	E	—	—	農地中間管理機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速する。	農地の売却代金を得ている売り主に対して直接的な財政支援を講じることが、個人の資産形成を支援することにつながるため、これを行うのは困難。 なお、農林水産省としても、北海道のように、農地の売買価格が収益還元価格に近い地域においては、売買による農地の集積・集約化が円滑に進むようにしていく必要があるという課題は農林水産省にも理解頂いていると認識している。農業経営コストの増加や生産力向上の阻害要因等となっている賃貸借農地の削減は当該地域農業者の大きな課題であることから、農地中間管理事業の影響など今後の動向を検証し、本提案についてさらなる検討・論点整理を行い必要に応じて再度協議をお願いしたい。また、中間管理事業によらず農地の売買が円滑に進むような方策について相談させていただきたい。	d	「担当省庁の見解」には一定の理解はするものの、北海道のように、農地の売買価格が収益還元価格に近い地域においては、売買による農地の集積・集約化が円滑に進むようにしていく必要があるという課題は農林水産省にも理解頂いていると認識している。農業経営コストの増加や生産力向上の阻害要因等となっている賃貸借農地の削減は当該地域農業者の大きな課題であることから、農地中間管理事業の影響など今後の動向を検証し、本提案についてさらなる検討・論点整理を行い必要に応じて再度協議をお願いしたい。また、中間管理事業によらず農地の売買が円滑に進むような方策について相談させていただきたい。	農林水産省から農地売買事業を機構集積金の対象とすることは個人の資産形成を支援することとなるため対応は困難との見解が示されたことから、一旦協議を終了するが、自治体は農地中間管理事業の影響等を検証し、さらに検討を行った上で、必要に応じて次回以降に農林水産省と改めて協議を行うこと。	V
					2回目											

「国と地方の協議」(平成26年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解						指定自治体の回答		内閣府整理			
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討						【指定自治体の回答における対応欄内容】 a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他		【整理フラグ欄内容】 i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行う方向性について合意に至り、一部条件等を結ぶための協議を継続するもの iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの			
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
次世代自動車・スマートエネルギー特区	26207	フル電動自転車(発達と登坂を補助するモビリティとして、普通自転車に発達時や登坂時の安定走行に資する電動の自定機能(最高速度0~120km/h)を搭載した車両)を安全に活用するためのルールの構築	地方公共団体が公道にてフル電動自転車に適合するルールを要証するための社会実験を行うための環境を整備する。 具体的には、車両基準についてフル電動自転車の特性に応じた原付の基準緩和を求めるとともに、必要な安全措置とともに公道(車道及び一部の歩道)における試験走行を道路使用の許可を得て行うことを可能とすることを求める。	フル電動自転車の安全に活用する仕組みを作ることにより、免許返納者が活用することによる高齢者のモビリティの確保、さらに子育て二輪モビリティにも安全に活用できることが確認できれば、子育て世代支援となる。 この様にフル電動自転車の利活用が促進されることにより、自動車から転換が進み環境負荷の軽減が可能となる。	1回目	警察庁	警察庁交通企画課	道路交通法第77条	Z	-	-	道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものについて、一般にはこれを禁止するが、当該行為に社会公共の利益がある場合等で、このような行為を行う必要性と当該行為により生じる交通の妨害の程度とを比較衡量し、当該行為によって得られる利益が、当該行為により生じる交通の妨害の程度を上回るため、交通に支障が生ずることもやむを得ないと認められる場合は、その一般的な禁止を解除して適法に当該行為を行わせるという制度であり、保安基準を満たさないものが、道路使用許可によって公道走行が認められるようになる制度ではない。	d	本市が総合特区において取り組む社会実験は、今後の環境未来都市形成のために必要な公共性・公益性のあるものと考えている。国土交通省に対して保安基準の緩和を求め、保安基準を満たしたモビリティが走行実験で必要となる措置について引き続きご助言いただきたい。	提案を実現するために、使用方法等を含めて自治体において整理することになったため、協議を終了する。 なお、警察庁は保安基準を満たしたモビリティを用いる走行実験で必要となる措置について引き続き自治体の相談にのること。	V	
					2回目												
					1回目	国土交通省	国土交通省自動車局技術政策課	道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)	Z	-	-	道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)は自動車及び原動機付自転車等が公道を走行する際の構造上の基準を定めている。	御提案については、実務者レベルの打合せの結果、どのような使用方法とするか等について、さいたま市において整理するものとなったと認識しております。	d	本市が総合特区で目指すモビリティの活用において必要となる保安基準の一部緩和の可能性についてご助言をいただいた。提示したモビリティの具体的な仕様をもとに、社会実験での走行に向けたモビリティの構造に関する具体的、技術的な議論について早急に準備を進めていきたいので引き続きご指導願いたい。	提案を実現するために、使用方法等を含めて自治体において整理することになったため、協議を終了する。 なお、国土交通省は走行実験に向けて必要となる保安基準上の措置について引き続き自治体の相談にのること。	V
2回目																	
次世代自動車・スマートエネルギー特区	26208	電動自転車の普及に資するワイヤレス給電システムの設置に係る手続きの簡略化	ワイヤレス給電システム(コミュニティサイクルに対応する急速充電に要する高周波出力の使用200ワットまで。他の無線機器との共用及び人体への安全性等が担保されることが検証された装置であること。)の設置について、型式指定又は型式確認によるものとし、個別の設置許可を不要とする。	急速充電に対応したワイヤレス給電システム導入により電動自転車の利活用を促進し、環境に優しいより安全で利便性の高いモビリティの普及を実現することで、環境課題を解決するモビリティ社会の構築に寄与する。	1回目	総務省	総務省総合通信基盤局電波部電波環境課	電波法第100条第1項 電波法施行規則第45条第3号、第46条、第46条の2、第46条の7	D	-	-	-	御提案については、実務者レベルでの打合せの結果、提案者から、現行の個別設置許可により対応する旨の発言があったので、現行制度により対応することいたします。	b	当面の社会実験の実施にあたっては個別設置許可で対応し、実現に取り組んでいく。ただし、本提案事項は、電動自転車の普及に資するワイヤレス給電システムの設置に係る手続きの簡略化であって、社会実験の実施において電波干渉や人体への影響等必要な検証を行い、型式指定等の普及に向けた手続きの簡略化に必要なエビデンスを蓄積していくこととする。	総務省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	iii
					2回目												

「国と地方の協議」(平成26年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解						指定自治体の回答		内閣府整理			
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
先進的な地域医療の活性化総合特区	26209	ICTを活用した遠隔栄養食事指導の診療報酬化に向けたエビデンスの収集促進	ICT(TV会議システム等)を活用した遠隔栄養食事指導が、対面指導と比べて患者に対する医療サービスの質・効果が上がるというエビデンスの確立に係る臨床試験の実施方法や症例規模、指標等についてのガイドライン(基準)を策定する。得られたエビデンスレベルに応じた保険診療のグレードについても検討する。	糖尿病死亡率ワーストワンが続く状況に加え、糖尿病の専門治療医療機関が地域的に偏在し、大半の地域のかかりつけ医において管理栄養士が不在であるという本県の課題に対し、糖尿病の遠隔栄養食事指導を普及・拡大させることが、糖尿病の重症化予防等の促進に繋がるものであると考えられ、そのためには遠隔栄養指導が診療報酬化されることが非常に重要である。本提案の実現は、診療報酬化のために必要な、当該指導に係る有効性等のエビデンスの収集促進に繋がるものであり、これによって、本県の政策課題である「糖尿病の克服」及び「地域医療の再生」に寄与するものである。	1回目	厚生労働省	厚生労働省 保険局医療課 健康局がん対策・健康増進課	(根拠法令)なし (関連法令) ○健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)第63条第1項、第76条第2項 ○診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号) ○医師法(昭和23年7月30日法律第201号)第20条	E	-	-	新規の医療技術については、学会等からの要望を受け、中央社会保険医療協議会において個別に安全性・有効性を確認したうえで保険適用の可否について厚生労働大臣の諮問に対して答申し、それを受けて厚生労働大臣が告示することについては、学会等からの要望以前の段階に関する疑義照会であることから、根拠法令及び規制は存在しない。	本提案は、保険適用を目指す医療技術に関する臨床研究の実施方法や保険適用を希望する際に提出すべき安全性・有効性のエビデンスに関するガイドラインの提示を国に求めるものであるが、臨床研究の実施方法や保険収載の可否を判断する際に要求される、安全性・有効性が確認できるエビデンスがどのようなものかということについては、保険適用を目指す個別の医療技術ごとに異なるものであり、国が一律に示すことができるものではないため、保険収載の要望を行う学会等においては個別にご判断いただくものであり、御提案について厚生労働省として対応することは困難である。	d	○安全性、有効性が確認できるエビデンスがどのようなものかということについて、国が一律に示すことができるものではない、との点については了解。 ○しかしながら、本特区としては、「遠隔での栄養指導」の保険診療化実現により、患者の利便性向上や糖尿病の重症化予防につながることはもちろんのこと、トータルとして医療費の削減にもつながると考えて提案を行っているものであり、人口減少や高齢化の進む今後の社会において非常に有効な医療手段であると考えている。 ○本県は、このような課題についての先進県であるとともに、全国屈指のICT環境が整備されている先進県でもあり、こうした遠隔での栄養指導の有効性を実証する場として最適であると考えており、厚生労働省においても、地域医療の課題解決に資する遠隔指導の推進について積極的な検討をいたしたくとも、円滑なエビデンスの収集が図られるよう、可能な限り情報提供や意見交換を行うこと。	厚生労働省から安全性、有効性が確認できるエビデンスがどのようなものかということについて、国が一律に示すことができるものではないとの見解が示されたことについて、自治体は了解している。しかし、自治体において、本提案は非常に有効な医療手段であると考えているため、厚生労働省において、地域医療の課題解決に資する遠隔指導の推進について積極的な検討をするとともに、円滑なエビデンスの収集が図られるよう、可能な限り情報提供や意見交換を行うこと。	V
					2回目												
構による五島列島活性化特区	26210	市町村農政部局及び林務部局の、固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の内部利用及び農地に関する情報の目的外利用についての規制緩和について	構による五島列島活性化特区においては、評価指標として「自生構林の活用促進と耕作放棄地への構苗植栽による活用可能な構林面積の拡大」を上げており、その取り組みの一つとして構台帳の作成を上げている。構林の所在地や所有者を把握し、管理状況などを補足できる構台帳を整備することにより、効率的な構採取体づくりを目指している。しかしながら、例えば農地に優良構林に成り得る構林があっても、権利者の特定が進まず有用な管理ができないなどの課題がある。固定資産課税台帳の内部利用が可能になる事で、権利者の特定に要している事務作業の効率化が図られ、構台帳整備が進む。構台帳に基づいて、管理によって収穫量の増産が見込まれる箇所を見極め、優先的に事業を行う事により構増産に繋がる。	1回目	総務省	総務省自治税務局固定資産課税課	地方税法第22条	E	-	-	地方税法に関する調査に従事する者が、その職務を受けられるのは、提供される情報が、農地法第3条の許可又は同法第3条の3の届出義務により、農地の所有者と市町村農政部局との間で秘密ではないためである。 したがって、情報の内部利用を農業委員会の非設置市町村に限定する「規制」をしているものではない。 農業委員会の設置市町村において市町村農政部局が情報提供を受けるためには、当該許可又は届出義務の範囲についての所管省庁における検討が必要である。	地方税法第22条の趣旨は左記のとおり税務職員が秘密を第三者に漏らすことによる人権侵害の防止である。 農業委員会の非設置市町村において市町村農政部局が情報提供を受けられるのは、提供される情報が、農地法第3条の許可又は同法第3条の3の届出義務により、農地の所有者と市町村農政部局との間で秘密ではないためである。 したがって、情報の内部利用を農業委員会の非設置市町村に限定する「規制」をしているものではない。 農業委員会の設置市町村において市町村農政部局が情報提供を受けるためには、当該許可又は届出義務の範囲についての所管省庁における検討が必要である。	a	本提案は、農地に構が生自しており、収穫できる構実があるが、収穫されず構油として利用されていないものについて活用できるよう、権利者を特定するための作業の一環として提案したものである。農地の登記名義人等については農業委員会と連携を図りながら迅速な把握に努める事として了解する。	総務省から対応しないとの見解が示されたことについて、自治体は了解しており、協議を終了する。	V	
				2回目													
				1回目	農林水産省	農林水産省 経営局農地政策課	農地法 農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成26年農林水産省令第24号) 固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の取扱いについて(平成25年経営第3968号)	D	-	-	農地法第51条の2の規定において、都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、農地に関する情報の内部利用・相互提供や他の機関に関する情報提供を求めることができ、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年1回以上、農地台帳について固定資産課税台帳との照合を行うこととされている。 市町村農政部局は、同条の農地台帳の個人情報を閲覧することが可能なので、農業委員会が固定資産課税台帳と照合した農地台帳を、市町村農政部局が閲覧することで、御提案の内容は実現可能。	a	本提案は、農地に構が生自しており、収穫できる構実があるが、収穫されず構油として利用されていないものについて活用できるよう、権利者を特定するための作業の一環として提案したものである。農地の登記名義人等については農業委員会と連携を図りながら迅速な把握に努める事として了解する。	農林水産省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	iii		
2回目																	

「国と地方の協議」(平成26年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解						指定自治体の回答		内閣府整理	
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討						【指定自治体の回答における対応欄内容】 a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他		【整理フラグ欄内容】 i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区	26211	工場立地にかかる緑地等規制の緩和	一定規模以上の製造業等に係る工場又は事業所を立地する際に遵守すべき緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合は、工場立地法や同法に関する準則で定められているが、当該総合特区内の指定した区域に立地する工場又は事業所の環境施設及び緑地の敷地面積に占める割合については、工場立地法で定めた準則に代えて、地方公共団体(町)が条例により定めることができるものとする。	県外や沿岸域等から移転する企業の受け皿となる地域の形成を図るため、実際に企業誘致を行う地方公共団体の自由度を高めることにより、土地の有効利用を図った企業立地を促進し、目標とする地域づくりを推進する。	1回目	経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課	工場立地法 第4条の2 工場立地に関する準則 第2条、第3条	D	-	-	工場立地法の目的は、工場の立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることであり、緑地や環境施設については、工場の周辺地域の環境改善や工場との空間的な遮断を図るために設置を義務付けている。	a	工場立地法の規制緩和は困難との見解であるが、企業立地促進法において、用途地域の定め有無に関わらず企業立地重点促進区域の設定が可能であり、国の同意を受けることで町においても準則を条例制定できることが確認できたため、提案内容は実現可能であることから了解する。	経済産業省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	iii
					2回目										
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区	26212	農業振興に資する施設に関する要件の緩和(農業用施設の追加)	当該総合特区の計画に位置付けた事業により設置する農家レストランで、設置者が農業者(農業者の組織する団体(農協等)を含む)であり、当該施設を設置する市内(町内)で生産される農畜産物を量的又は金額的に5割以上使用して加工や販売等を行う施設であり、地域の農業の振興に資する施設について、農業振興地域の整備に関する法律第3条第1項第4号及び農林水産省令で定める農用地区域内で設置可能な農業用施設に加える。これにより、農用地区域からの除外(5つの除外要件有り)対象ではなく用途変更(農地→農業用施設用地)で対応が可能となり、農用地区域内に施設の設置が可能となる。	当該規制を緩和することにより、地域の農業の振興に資する施設を農業用施設に追加し、農用地区域の用途変更に対応することで、地域で生産した農畜産物の利用促進による地域農業の持続的な振興を図る。	1回目	農林水産省 農村振興局 農村計画課	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、同法施行規則第1条	C	-	-	農用地区域内の農用地等は、農業上の利用を確保する土地であることから、当該区域内に設置できる農業用施設は農業者の農業生産に必要な施設であることが必要。	b	地域再生法については、農振法および農地法の特例が措置されるところに、3月11日に農林水産省農村振興局長から通知された「地域農林水産業振興施設整備する事業の実施に関するガイドライン」の中で、具体的な運用方針が示され、地域再生法の活用により、提案内容の実現が可能であることから了解する。 なお、農家レストランを農振法第3条第1項第4号の農業用施設に加えるとした提案については、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する」とされたこと。	農林水産省から代替案が提示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。 なお、農林水産省は、内閣府と連携し、平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)において、「国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する」としたことについて、情報提供に努めること。	iii
					2回目										

「国と地方の協議」(平成26年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解						指定自治体の回答		内閣府整理				
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討						【指定自治体の回答における対応欄内容】 a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他		【整理フラグ欄内容】 i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの				
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理	
岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区	26213	デイスーパーサービス送迎車による外出支援事業	昼間利用されていないデイスーパーサービス送迎車等を用いて在宅で高齢者の外出支援サービス事業を実施する場合、自家用輸送の取扱いとする。	【政策課題】 ③地域包括ケアの未成熟 岡山市の介護保険適用のベッド数は政令市の中で最も多いが、特別養護老人ホームの待機者数は平成23年時点で3,281人を超える。これは、市内において特別養護老人ホームをはじめとする介護保険適用のベッド数が足りないということではなく、医療のニーズや要介護度、家族の状況等の様々な要素に起因する状態像の高齢者であっても在宅で安心して暮らすことができる地域包括ケアが構築できていないことによるものである。高齢者が必要な医療・介護サービスだけでなく、配食等の生活支援サービス、外出支援、家族介護者へのサポート等が受けられるようになり初めて施設ニーズから在宅ニーズへと転換することが可能となる。現実には多くの高齢者が在宅を希望している中で、質の高い在宅サービスを実現していくことが喫緊の課題である。	1回目	厚生労働省	厚生労働省 老健局振興課	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)	D	-	-	-	「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」では、以下のとおり一定の要件を満たせば、通所介護の提供は事業所外でも可能となっている。  ○指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) 第三 介護サービス 六 通所介護 3 運営に関する基準 (2) 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針 (4) 指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。 イ あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること	a	了解した。		厚生労働省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	iii
					2回目													
					1回目	国土交通省	国土交通省 自動車局旅客課	道路運送法第78条 道路運送法施行規則第49条	D	-	-	道路運送法第78条 道路運送法施行規則第49条  指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)(厚労省)	a	了解した。		国土交通省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	iii	
岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区	26214	ICTを活用した居宅療養管理指導事業	医師による同月の二回目の往診については、ICT(テレビ電話等)を活用した居宅療養管理指導(医師に限る)についても介護報酬の算定対象とする。	【政策課題】 ③地域包括ケアの未成熟 岡山市の介護保険適用のベッド数は政令市の中で最も多いが、特別養護老人ホームの待機者数は平成23年時点で3,281人を超える。これは、市内において特別養護老人ホームをはじめとする介護保険適用のベッド数が足りないということではなく、医療のニーズや要介護度、家族の状況等の様々な要素に起因する状態像の高齢者であっても在宅で安心して暮らすことができる地域包括ケアが構築できていないことによるものである。高齢者が必要な医療・介護サービスだけでなく、配食等の生活支援サービス、外出支援、家族介護者へのサポート等が受けられるようになり初めて施設ニーズから在宅ニーズへと転換することが可能となる。現実には多くの高齢者が在宅を希望している中で、質の高い在宅サービスを実現していくことが喫緊の課題である。	1回目	厚生労働省	厚生労働省 老健局老人保健課	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)	E	-	-	居宅療養管理指導は、介護保険法(平成9年法律123)第8条第6項に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚令第7)第94条において、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならないと定められているものである。  ○ 介護報酬は、国費や第2号保険料の全国一律の財源が入った仕組みであって、その内容は介護保険制度の根幹に関わるものであるから、研究、実証を踏まえた上で、介護給付費分科会等の審議を経て全国一律のものと決定されるべき性質のものである。したがって特区制度の枠の中で地域限定的に介護報酬の特例を認めることは、そもそも馴染まない。 ○ 居宅療養管理指導は、医師等が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことと評価するものであり、往診又は訪問診療を行った日のみ算定できることとしている。 ○ そもそも医師による患者の診療においては、対面診療が原則であり、遠隔診療はあくまで補完的な位置付けである。このため、遠隔診療に対して診療報酬上の評価を行う場合には、対面診療と比べた際の患者に対する医療サービスの質についての科学的なデータが必要であり、現時点においては、診療報酬上の対応を行っていない。 ○ 居宅療養管理指導の評価も同様の考え方によるものであり、貴市の提案は保険制度上の評価に関する考え方の原則を否定するものであるから、対応できない。	d	いったん岡山市においてスキームを再検討するので、必要に応じて相談ののっていただきたい		提案の実現に向けて、自治体はスキームについて更に検討を行うことが必要。一旦協議を終了するが、自治体は上記の点を踏まえた上で次回以降に厚生労働省と改めて協議を行うこと。	v	
					2回目													

「国と地方の協議」(平成26年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解						指定自治体の回答		内閣府整理			
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討						【指定自治体の回答における対応欄内容】 a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他		【整理フラグ欄内容】 i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を結ぶための協議を継続するもの iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの			
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
群馬がん治療技術地域活性化総合特区	26215	診療用粒子線照射装置の放射線障害防止法からの適用除外	放射線発生装置等放射線障害防止法の規制対象となる放射線利用について、医療法等により、現行の放射線障害防止法による規制と同等の安全性が確保されることが確認されたものについては、放射線障害防止法の対象から除外し、医療法による規制のみとする。または、二重規制となっている事項に關し、同一項目については申請書式を共通化し、施設検査等の重複項目を1つに統一する。	・医療分野における放射線利用について、医療機器は放射線障害防止法と医療法(医療法施行規則)の双方により規制されており、一部は二重規制となっており、様々な面で煩雑な事務処理が行われている。 ・診療用粒子線照射装置の普及が進むに連れ、診療用粒子線照射装置による重粒子線治療の症例の増加・多様化により技術開発の加速化に繋げるため、医療法等により、放射線障害防止法による規制と同等の安全性が確保されることが確認されたものについては、放射線障害防止法の対象から除外する。または同一項目については1度の検査で要件を満たすなどの措置により、業務の効率化を進めていく必要がある。	1回目	厚生労働省	厚生労働省 医政局地域医療計画課	医療法 医療法施行規則	E	-	-	病院、診療所及び助産所の開設及び管理に關し必要な事項、これらの施設の整備並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項だけでなく、医療の安全を確保するために必要な事項等についても定めており、国民の健康の保持に寄与することを目的としている。	d	・高いQOLが実現できる診療用粒子線照射装置への社会ニーズが高まる一方で、放射線利用については医療法や障害防止法をはじめ複数の法律により規制されており、届出や安全措置等に關する事務処理は一部重複して発生することから、診療用粒子線照射装置の普及の障害となる恐れがある。 ・貴省の見解では医療法の法益と他の法律の法益が異なることから、実務において共通項目があっても省略や簡略は困難とされているが、現場における医療法で定める事務手続きは煩雑であるため、具体的な改善点を挙げた場合、合理化及び簡素化についてご検討頂きたい。	提案の実現に向けて、自治体は具体的な改善点について更に検討を行うことが必要。一旦協議を終了するが、自治体は上記の点を踏まえて次回以降に厚生労働省と改めて協議を行うこと。	V	
					2回目												
					1回目	環境省	原子力規制庁長官官房放射防護グループ放射線対策・保障措置課	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	E	-	-	放射線障害防止法では、放射線発生装置等の取扱を規制することによって、放射線障害を防止し、公共の安全を確保することが目的であり、医療法と異なる視点から規制を行っている。異なる視点からそれぞれの法律により規制を行うことは必要である。 ○個別の申請における申請書等の形式要件、法令の解釈、個別の立入検査の進め方について、ご不明な点がある場合には、ご連絡いただければ必要に応じて対応させていただきますと考えている。	d	・高いQOLが実現できる診療用粒子線照射装置への社会ニーズが高まる一方で、放射線利用については医療法や障害防止法をはじめ複数の法律により規制されており、届出や安全措置等に關する事務処理は一部重複して発生することから、診療用粒子線照射装置の普及の障害となる恐れがある。 ・貴庁の見解では障害防止法の法益と他の法律の法益が異なることから、実務において共通項目があっても省略や簡略は困難とされているが、現場における障害防止法で定める事務手続きは煩雑であるため、具体的な改善点を挙げた場合、合理化及び簡素化についてご検討頂きたい。	提案の実現に向けて、自治体は具体的な改善点について更に検討を行うことが必要。一旦協議を終了するが、自治体は上記の点を踏まえて次回以降に原子力規制庁と改めて協議を行うこと。	V	
2回目																	
千年の草原の継承と創造的活用総合特区	26216	一般貸切旅客自動車運送事業の許可基準(事業用自動車の最低車両数の緩和)	道路運送法(昭和26年法律第183号。)の規定に係る一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び認可等の申請に關する審査基準の特例措置	観光消費や食料生産基盤の確保	1回目	国土交通省	国土交通省 自動車局旅客課	道路運送法第4条第1項	E	-	-	道路運送法第4条第1項 同法第6条	d	貸切バス事業において安全性を確保するためには、運行・整備の管理運営体制及び施設設備等を確保することが不可欠ですが、車両1台のみによる収益では、現実に必要となる安全のためのコスト等を賄えないため、事業許可においては、一定の規模(車両数)を求めています。なお、今回の要望については、地域の他の事業者にも協力を得ることで対応可能と考えられます。	バス事業の許可基準の特例については、提案事項等に対する関係省庁の見解に基づき、地域のバス事業者の協力を仰ぐことにより対応可能であることから、地元関係者をはじめ、指定自治体間で十分に調整し、事業実施を図る。また、今回の提案事項に關するタクシー事業者の特例について、特区側において九州運輸局に個別相談を予定しており、提案実現について再検討を行ったうえで、必要に応じて協議を検討したい。	提案の実現に向けて、自治体はまずは地域のバス事業者の協力を仰ぐべきという見解を得ることができたため、一旦協議を終了する。なお、国土交通省は適宜自治体の相談に乗ることとし、既に自治体の取組が実現できないおそれがあることが判明した場合などで、自治体が希望する場合は、改めて協議を行うこと。	V
					2回目												